# 自治金加入促進 マニュアル



気づき、築く、**き**ずな みんなで楽しいまちづくり

> 令和5年度10月 宮崎市自治会連合会

t		
1	自治会の必要性を再認識しよう	
	(1) 宮崎市の自治会の現状はどうなっているの? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2) 日泊云はいは、など必要なの:	3
	(3) 加入促進の意義(メリット)を認識しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	活動に入る前の準備や心構え	
	(1) 地域の関係団体と情報を共有しよう	4
		4
3	未加入世帯へアタックしてみよう	
	(1) まずは未加入世帯の調査をしよう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 加入勧誘の際に準備をしましよう	5
	(3) 訪問する世帯の状況を把握しよう	6
	(4) 加入勧誘で訪問してみよう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5) マンション・アパート等への対応は?・・・・・・・・・・・・・・	
	(6) 訪問時の対応はどうするの? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(7) 予想される質問・意見へは? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

まさき、薬く、きずな みんなで楽しいまちづくり

(8) 加入についてのポイントは?・・・・・・・13

(9) 未加入世帯の加入促進の決め手! ..... 14

令和5年度10月 宮崎市自治会運合会

# 1 自治会の必要性を再認識しよう

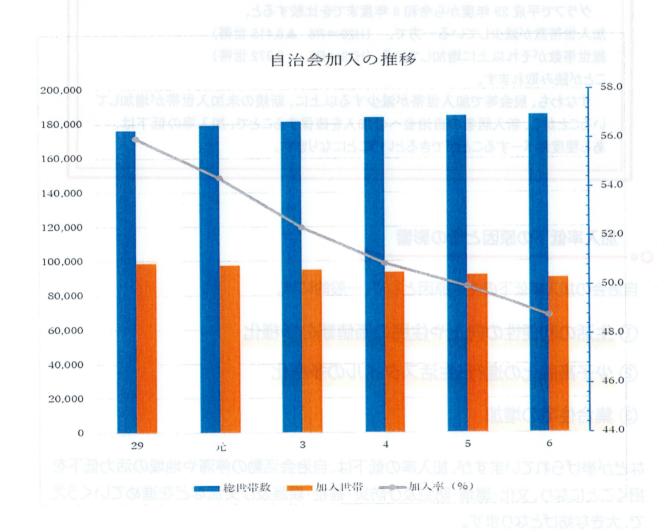


#### (1) 宮崎市の自治会の現状はどうなっているの?

市内には現在(令和7年3月末)、715の単位自治会がありますが、加入率は年々下降しています。

グラフのとおり、平成 29 年度に 56.0%あった加入率は、令和 6 年度には前年度の 50.0%を大きく下回る 48.8%と、令和 7 年度以降の加入率は 40%台での推移が予測される極めて危機的な状況となっています。

住民の価値観の多様化や居住形態の変化により、自治会等に関心を持たない人が増加している現状で、全国的にも同じようなことが言えます。



年 度	29	元	3	4	5	6
総世帯数	176, 398	179, 379	181, 473	183, 814	184, 555	185, 370
加入世帯	98, 826	97, 619	95, 063	93, 590	92, 202	90, 411
加入率(%)	56. 0	54. 4	52. 4	50. 9	50.0	48. 8
備考	・総世帯勢・加入世帯	数の増加 帯数の減少		70 — 176, 11 — 98,	$398 = 8$ $826 = \blacktriangle 8$	8, 972 世帯 8, 415 世帯

# (F)

00.

#### **ゆ** ポイント

#### - グラフからわかる宮崎市の加入率低下の原因 -

グラフで平成 29 年度から令和 6 年度までを比較すると、加入世帯数が減少している一方で、(H29⇒R6 ▲8,415 世帯)総世帯数がそれ以上に増加している(H29⇒R6 8,972 世帯)ことが読み取れます。

すなわち、脱会等で加入世帯が減少する以上に、新規の未加入世帯が増加していることから、新入居者の自治会への加入を確保することで、加入率の低下は、ある程度カバーすることができるということになります。

#### 加入率低下の原因とその影響

自治会の加入率低下の主な原因として、一般的には、

- ① 生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化
- ② 少子高齢化の進行・生活スタイルの多様化
- ③ 集合住宅の増加

などが挙げられていますが、加入率の低下は、自治会活動の停滞や地域の活力低下を招くことになり、文化・環境・防犯及び防災・福祉・親睦及び交流などを進めていくうえで、大きな妨げとなります。

#### (2) 自治会はいま、なぜ必要なの?

- ① 高齢者の孤独死や児童生徒に関わる凶悪事件、自然災害の恐ろしさが報じられる中、改めて自治会に熱い視線が向けられてきています。
- ② 住民の知恵と力なしでは、望むような方向での問題の打開は困難です。
- ③ 加入率の低下、役員の高齢化など、自治会はいま苦難の道にあるといわれますが、住民(組織)に活力がなくては、まちづくりや地域自治が発展することはありえません。
- ④ 地域社会の再生は、行政のどんな支援よりも、自ら進んで時間とエネルギーを提供する住民の工夫と積極的な活動によることが大きいのです。

## (3) 加入促進の意義(メリット)を認識しよう

- ① 加入率が高ければ高いほど、地域居住者全体が等しく生活に必要な情報(行政及び地区情報等)を得ることができ、連携強化が図られます。
- ② 会員になり、地区の行事等に参加し、ふれあいを通じ「地区住民意識」が徐々に高まり、精神的安定感(腰をすえた生活)ができます。
- ③ 身近な問題や要望等は、自分一人で解決できないことも多く、自治会という組織で動くことにより、前進・解決がみられます。
- ④ 地震、災害、風水害等の災害発生時に避難情報伝達や誘導、更には救助、救援活動など、自治会として組織的に対応できます。



## 2 活動に入る前の準備や心構え



## (1) 地域の関係団体と情報を共有しよう

地元の関係団体の実態を理解し、協力体制や具体的な活動の 検討をしておきましょう。



① 福祉団体・・・・・・・ 社会福祉協議会、包括支援センター 民生児童委員協議会、福祉協力員など

② その他·····校区PTA、地区子ども会、消防団など

#### (2) 単位自治会、連合会等の役割分担は?



#### ① 自治会連合会の役割

加入促進対策特別委員会で加入促進の方策を検討するとともに、市と連携 し、宅地建物取引業協会や不動産協会等の団体に、自治会加入について協力 を依頼します。

#### ② 地区連合会の役割

未加入地区の解消や加入促進月間等を設けるなど、地域全体で加入促進に 取り組みます。

#### ③ 単位自治会の役割

加入促進の事前準備·未加入者宅訪問·加入申込書の受付等の一連の活動 に取り組みます。ただし、加入説明会等で市の説明を必要とする場合は、地域 コミュニティ課へ出席を依頼してください。

# 3 未加入世帯へアタックしてみよう

#### (1) まずは未加入世帯の調査をしよう

未加入世帯への加入勧誘に取り組む前に、ご自分の自治会の会員名簿を整理し、 加入世帯数の確認と、自治会の範囲の中に未加入世帯が何世帯あるかを把握しま しょう。(ゼンリンの住宅地図を利用する)

その際は、住民票の異なる世帯が同居している場合もあるので、注意しましょう。

# 注意

自治会補助金申請時には、世帯名簿が必要です。 必ず整備しましょう。

世帯の多い自治会では、自治会長一人で未加入世帯を把握することが困難ですので、各班長さんや役員の協力を得て、加入世帯・未加入世帯を調査します。

#### (2) 加入勧誘の際に準備をしましょう

- ① 勧誘文書及び加入促進チラシ等を作成し、必要部数印刷しておきましょう。
- ② 自治会だより
- ③ 総会資料





地域(地区)内の人間関係が大事だという文書も入れることを 心がけましょう。

- ④ 加入申込書
- ⑤ その他参考となる書類



## (3) 訪問する世帯の状況を把握しよう

加入世帯のチェックが終わったら、未加入世帯を確認するために、ゼンリン地図で仮の未加入者世帯名簿を作成します。ゼンリン地図では、世帯主名が変更されていない場合がありますので、その仮の名簿を元に、役員や班長、近所の方から世帯主名を確認して、未加入者の名簿を作成してください。

# 注意!

最近では、プライバシー保護のために、個人のお名前を伏せている方も いらっしゃいますので、名簿作成には充分注意を払ってください。

#### (4) 加入勧誘で訪問してみよう

未加入世帯数の多い自治会や範囲が広い自治会では、勧誘を一度に実施することは困難です。また、一人の役員が何度も勧誘に行くことは大変な苦労が必要となります。

世帯の多い自治会では、自治会優一人で未加入世籍を把握することが困難ですの

# **建** 注意!

自治会や役員で時期を決めて、個人の負担にならないように 班を作って行うなどの工夫をお願いします。

## (5) マンション・アパート等への対応は? 「 (5) マンション・アパート等への対応は? (6)

○ 新規マンション、アパート等への取り組みについて

新しく建設されるマンション等については、市の地域コミュニティ課と連携を取りながら、加入案内を進めてください。

(※参考事項 …… 18ページ)

#### ○ 既存のマンション、アパートの場合は?

- ① 全体が未加入の場合は、管理組合や管理会社と協議することで、 その全体で自治会とみなして加入を促進することも考えられます。 この場合も市の地域コミュニティ課と連携を取りながら、加入案内を進めて ください。
- ② 一部加入者がいる場合は、戸建て住宅と同じ方法で加入案内を進めてください。

最近のマンションでは、玄関のセキュリティが厳しく、建物内に入ることができない場合があります。その場合は、マンション管理者(不動産会社等)から住民へ案内していただくこととなります。

管理組合のあるマンションでは、管理組合の総会などで説明をお願いすることもあります。

- ●管理組合とは … 分譲マンション等の集合住宅の区分所有者全員によって構成され、主として建物等の管理を行う団体です。組合総会の決定に基づき組合は運営されます。
- ●管理会社とは … 管理の主体である管理組合による直接的な管理が難しい場合に、同組合と管理委託契約に基づき管理業務を行うものです。 賃貸集合住宅の場合は、管理会社による管理がほとんどです。

#### (6) 訪問時の対応はどうするの?

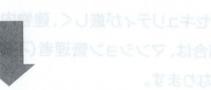
#### 各戸訪問(1回目)

「○○さん宅でしょうか。私達は、この地区の○○自治会の役員です。 この地区にお住まいの皆様にぜひ自治会に入っていただきたいと思いまして本日参りました。

また、(夏祭りや敬老会などの親睦活動、子どもや青少年の育成活動)を行っています。 参考までに会則・今年度の事業計画書、予算書、役員名簿などを

添えておきましたので、是非ご検討ください。

再度お伺いいたしますので、よろしくお願いしておきます。」







#### すぐに 加入意思表示があった場合

「加入申込書」または「世帯名簿票」に その場で書いてもらい、受取って帰り ます。

また、その際に班長名を教え、班長 には新加入者氏名を伝えてください。

#### 特段何もなかった場合

「加入申込書」または「世帯名簿票」 を手渡し、「よろしくお願いしておきます。」と言って帰ります。



質問や意見等があった場合は ていねいに答えてください。



#### 各戸訪問(2回目)

「先日お伺いしました自治会の△△ですが、ご検討いただきましたでしょうか。」



#### 加入意思表示があった場合

記入してあれば、「加入申込書」または「世帯名簿票」を受取って帰ります。 また、その際に班長名を教え、班長には新加入者氏名を伝えてください。



#### 態度を決めかねている場合

誠心誠意、相談に乗りながら説得していきます。

また、状況によっては、2~3日後 再々訪問するか、訪問者を替えて再訪 問します。

どうしても快諾をもらえなかった場合は、「また来年伺います」と言って、一応打ち切ります。

#### 注意!

未加入の要因を記録しておきましょう!

#### 頭ごなしに自治会を否定する場合

(過去に苦い経験の持ち主かもしれない)

一応、言い分を全部聞いてみます。

理解できる面においては、共感同調もしながら、心が開いたところで、この地区の自治会の 状況を話してみましょう。

#### (7) 予想される質問・意見へは?

#### 質問①「自治会とは何ですか?」

A. 同じ地域に住む住民が、お互いに親睦を図りながら、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を安心で安全な住みよいまちにしていくために自主的に 結成している任意の団体です。

#### 質問②「自治会はどんな活動をしているのですか?」

A. 自治会は、会員相互の親睦を図りながら、環境美化のための清掃活動、防災訓練、防犯灯の設置や維持管理、子ども達や高齢者の見守り、防犯のためのパトロールなど、様々な活動を通じ、安全・安心なより良い地域づくり活動を行っています。

#### 質問③「自治会と市の関係は?」

A. 自治会は地域住民が自主的に設立・運営している任意団体・地縁団体ですので、市の組織ではありません。

ただ、地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりや地域の課題は、行政だけでできることではありません。自治会と行政の役割を分担しながら、自治会は地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の手の届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができる関係です。

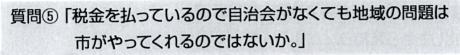
#### 質問④「何もメリットがないではないか。」

A. 自治会加入率が高いほど、地域居住者全体の連携強化が図れることによって、 自分一人では解決できないこと(例えば、道路・側溝等の整備などの行政への 要望)に対して、対応を進めることができます。

また、地震や風水害等の災害発生時に避難情報伝達や誘導、さらには救助、救援活動など、自治会を中心に組織的に動くことができます。

注意! 自治会で行っている特徴的なことを加える。

例えば、文書のポスティング、回覧、安全安心の地域づくり、ステーション方式のゴミ出しなど





A. もちろん市では、防犯・防災、福祉、環境などの行政サービスを行っていますが、 市民のニーズが多様化する中で、何もかもできるわけではありません。むしろ、 自治会活動は、あくまでもそこに住む住民が自主的に助け合い、話し合いなが ら身近な課題を解決する場でもあります。また、住民同士のきずなづくりの場 でもあります。市では対応しきれない細かい部分は自治会内で助け合い、問題 を解決していく必要があります。

#### 質問⑥「加入はしませんが、電気料金と消防負担金だけでも出させてください。」

A. 実はこれだけではないのです。親子会(子ども会)や老人クラブ、青少協等への助成金、そして、敬老会を始めとする種々行事をやっています。 これらは、全部この地区に住んでいる会員が出した会費で賄われているのです。それだけいただくわけにはいけません。

#### 質問⑦「私は、借家でここに永住しませんので.......」

A. ここにいらっしゃる期間、自治会の会員である近隣者の方と交流されておくと、「いざ」という時は親身になってくださいます。

転居後のお付き合いも兄弟姉妹親戚以上のすばらしいものになります。短期間でも何かの縁で〇〇町に住むことになったのですから、同じ地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。

災害などはいつ発生するか分かりません。いざという時のためにも、日頃から地域での交流を持つことで、安心して暮せる環境がつくられると思います。

#### 質問⑧「単身で、夜の帰りも遅く、留守しがちで、班長も無理ではないか。」

A. お仕事上仕方のないことです。「班長」の件については、自治会長及び班長 にも相談していただき、班内での理解を得るようにしてください。

#### 質問⑨「年間には、いろいろと行事等の参加があるのでしょう。」

A. 全世帯参加して欲しいのは、6月と11月の市民一斉清掃及び防災訓練でしょう。あとは「都合のつく方は」という程度です。

地域の方との交流や親睦のために参加してほしいとは思いますが、基本的に自由参加ですので、ご都合に合わせて参加してください。

#### 質問⑩ 「年寄り一人暮らしで、少ない年金で生活しています。 会費を半額にしてもらえたら........」

A. 自治会によっては、免除及び割引制度を採用している所もありますので、お尋ねください。

#### 質問①「高齢なので自治会に入れません。」

A. 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。 活動については、できる範囲で構いませんので、ぜひ参加してください。

#### 質問⑫ 「学生なので自治会に加入しなくてもいいですか?」

A. 学生も地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。 これから社会に出ていく中で、自治会活動での経験はきっと役に立つと思います。

#### 質問(3)「自治会費はどのように使われているのですか?」

A. 皆様からお預かりする会費は、総会で会員の皆様の承認を得て、 地域で開催する親睦のためのイベントや、防犯灯などの維持管理 のための費用などに使われています。



## 質問⑭「個人情報についてはきちんと管理されているのですか?」

A. 皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、自治会の管理運営、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、法に基づき、適正に管理しています。

また、法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありませんの でご安心ください。

#### 質問⑮「自治会費はいくらですか?また、どのように運営していますか。」

A. 自治会費は、(月〇〇円)で、支払い方法は、(年払い/月払い)です。 集められた自治会費については、自治会総会で皆様の承認を得た上で、お祭り や、地域清掃、地域団体分担金、防犯灯の設置などの地域活動のために活用さ れます。

## (8) 加入についてのポイントは?



#### 【①勧誘訪問】

☆ ポイント 一人での訪問については、相手に対する信頼度が希薄となり、難しい 質問等に対する対応にも困って、安易に約束をしがちです。二人一組 訪問が適当でしょう。

役員は、会長の意を把握しているのはもちろんのこと、地区の実情や 課題を最も熟知しているので、役員全員で取り組むことが重要です。 その際、関係班長も同伴してもらうと、なお効果的です。

## 【②独り暮らしの高齢者・身体障がい者への配慮】

独り暮らしの高齢者や身体障がい者の方の班長等への就任につい ては、各自治会で前向きにしっかりと検討をし、班会や総会等で決定 していく必要があります。

# 【③会費の免除規定】

ポイント 各自治会においては、2世帯住宅や長期入院者に対する会費の免除 規定を設けるなどの配慮も必要でしょう。

☆ ポイント マンション等入居者のうち、独身・単身者(特に学生など)から徴収す る会費については減額するなど、その取扱いについては、各自治会 で十分検討し、加入しやすいように工夫することも考えられます。

#### 【④賃貸アパート、マンション等入居者への対応】

▶ 地域コミュニティ課の職員と連携し、管理人・建築主(家主)に十分に 趣旨を説明し、管理責任者から加入を呼びかけていただきましょう。 また、入居者の中のリーダー的な方や知人を介して加入を呼びかけ ましょう。

(例えば、PTAの役員とか親子会(子ども会)の役員等を通じて呼びか ける等)

#### 【⑤建設中のマンション等】

# ポイント

建設計画が発表された段階で、地域コミュニティ課の職員と連携し、 早めに管理責任者等へ自治会の役割を説明し、「入居者は自治会加 入を条件とする」ことについて、協力を依頼しましょう。

#### (9) 未加入世帯の加入促進の決め手!

- 決め手① 役員の共通理解のもと、「新加入者を一人でも多くしたい」という 強い熱意が必要です。
- 決め手② 自治会費だけ増えればいいという考えではなく、自分の意志で 自治会に入っていただき、行事などに参加して欲しいという気持 ち・姿勢で誠意をもって勧誘に努めましょう。
- 決め手③ マンション・アパート等の場合は、加入申込みが急激に増えるとは思われません。こつこつと加入促進の努力を続けていくことが必要です。
- 決め手④ 新会員は地域に慣れ、溶け込むまでかなりの時間がかかります。 役員・班長が加入された方のフォローを怠らないようにし、時々 声をかけましょう。(新会員紹介、加入後巡回訪問等実施等)
- 決め手⑤ 役員の共通理解のもと、自分の地域の実態に応じた説得力のある資料を用意するなど、計画的に準備を進めましょう。



#### 各地区連絡先一覧

地区	連合領		連絡先名	住 所	電話	FAX
中	央	東	中央東地域事務所	〒880-0001 宮崎市橘通西3丁目10-32 (宮崎ナナイロ東館8階)	27-7871	27-7867
中	央	西	中央西地域事務所	〒880-0024 宮崎市祇園1丁目49番地 (宮崎西地区交流センター内)	62-1111	25-8472
小		戸	小戸地域事務所	〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目18番23号	35-3655	29-6266
			大宮地域事務所	〒880-0035 宮崎市下北方町下郷6101	26-1120	29-0807
大		宮	東大宮地域事務所	〒880-0837 宮崎市村角町島ノ前甲1346-1	26-1111	35-5652
	檍		檍 地 域 事 務 所	〒880-0841 宮崎市吉村町江田原甲265-1	28-1111	28-1191
大		淀	大淀地域事務所	〒880-0933 宮崎市大坪町西六月2211番地1	50-1111	63-5730
大		塚	大塚地域事務所	〒880-0951 宮崎市大塚町鎌ヶ迫2296番地3	54-2222	64-0270
大	塚	台	大塚台地域事務 <mark>所</mark>	〒880-2105 宮崎市大塚台西2丁目18-1	47-1111	62-4815
生	目	台	生目台地域事務所	〒880-0942 宮崎市生目台東4丁目6-2	59-9350	59-9360
小	松	台	小松台地域事務所	〒880-0954 宮崎市小松台西1丁目10-7	62-3333	62-3324
赤		江	赤江地域センター	〒880-0911 宮崎市大字田吉5730-3	51-4274	55-1120
本		郷	本郷地域事務所	〒880-0921 宮崎市大字本郷南方4061番地	56-0210	56-0234
木		花	木花地域センター	〒889-2151 宮崎市大字熊野591	58-1111	55-3013
青	島・「	カ海	青島地域センター	〒889-2163 宮崎市青島西2丁目1番地	65-1231	55-4001
住		吉	住吉地域センター	〒880-0121 宮崎市大字島之内7409-1	39-1314	30-2001
生		目	生目地域センター	〒880-2104 宮崎市大字浮田3000番地1 (生目地区交流センター内1階)	48-1111	30-4001
	北		北 地 域 センター	〒880-0044 宮崎市大字瓜生野3909-40	41-1111	41-3512
佐	土	原	佐土原総合支所 (地域市民福祉課)	〒880-0297 宮崎市佐土原町下田島20660番地	73-1111	73-4279
田		野	田野総合支所 (地域市民福祉課)	〒889-1795 宮崎市田野町甲2818	86-1111	86-1987
高		岡	高 岡 総 合 支 所 (地域市民福祉課)	〒880-2292 宮崎市高岡町内山2887番地	82-1111	82-3779
清		武	清武総合支所 (地域市民福祉課)	〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1	85-1111	85-1496

